

**「若手社会人家庭観醸成・男性育児参画意識啓発事業業務委託」  
企画提案審査要領**

<配点及び採点基準>

(1) 審査項目ごとに採点し、合計 100 点満点で判定を行うものとする。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	①実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針は、本事業の目的に合っているか。</li> <li>・事業内容に関する理解度はあるか。</li> </ul>	10 点
2	②若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーの内容は、事業目的に合致し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフデザインについて、前向きな気運を醸成する内容となっているか。</li> </ul>	10 点
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果を高める工夫がなされているか。</li> <li>・参加者を確保するための工夫がなされているか。</li> </ul>	15 点
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。</li> <li>・講師等は、事業効果に配慮した人材になっているか。</li> </ul>	10 点
5	③男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナーの内容は、事業目的に合致し、家事・育児等への参画の必要性についての参加者の理解を促し、育休取得及び家事・育児への参画促進を図る内容となっているか。</li> </ul>	10 点
6		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果を高める工夫がなされているか。</li> <li>・参加者を確保するための工夫がなされているか。</li> </ul>	15 点
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師、ファシリテーター等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。</li> <li>・講師、ファシリテーター等は、事業効果に配慮した人材になっているか。</li> </ul>	10 点
8	④事業効果測定等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効果測定は、適切な方法となっているか。</li> </ul>	10 点
9	⑤実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画内容を遂行できる実施体制や、業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。</li> <li>・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。</li> <li>・概ね過去3年以内に類似の事業を実施した実績があるか。</li> <li>・「やまがたスマイル企業認定制度」の認定企業であるか。</li> </ul>	5 点
10	⑥経費総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか。</li> <li>・積算根拠は事業に必要な経費が明確に示されているか。</li> <li>・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか。</li> </ul>	5 点
合計			100 点

(2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。

ただし上記(1)のNo. 1、2、4、5、7及び8は評価点を2倍、No. 3及び6は評価点を3倍とする。

採点基準	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
妥当	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

(3) 各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち点数の上位1点(企画提案者が1者の場合は、60点以上のもの)を採用候補企画とする。